

## 戸籍個人(全部)事項証明の注意事項

免許証に記載されている本籍地都道府県名と氏名から、現在までの戸籍の変更の履歴がわかる全ての戸籍が必要です。婚姻や転籍等、戸籍事項が複数回変更されている場合、現在の戸籍事項証明書に加えて、変更に係わるすべての戸籍事項証明書等(改製原や除籍等)が必要になります。

また、戸籍を変更した後に、その戸籍のある区市町村がコンピュータ(電算)処理をした場合、個人(全部)事項証明書に併せて改製原戸籍も必要になります。(コンピュータ化前にすでに変更手続き済みの場合は必要ありません。) 戸籍のコンピュータ(電算)化については区市町村により異なりますので、戸籍のある区市町村にご確認ください。世田谷区では平成17年7月16日よりコンピュータ化しています。